

第7回国立大学法人化特別委員会議事次第

日 時 平成14年9月20日(金) 14:00～16:00

場 所 学士会分館6号室

議 題

- 1．人事関係事項の検討について
退職手当基準関係
- 2．国立大学の法人化に関する法制的検討上の重要論点について
- 3．法人化後の学長となるべき者の指名方法について
- 4．今後の進め方等について
 - (1) 法制化関係事項について
 - (2) 人事関係事項について
 - (3) 財務会計関係事項について
 - (4) 地区学長会議について
- 5．その他

資 料

- 1．退職手当基準関係資料
- 2．国立大学の法人化に関する法制的検討上の重要論点(案)
- 3．学長となるべき者の指名方法関係資料
- 4．地区国立大学長会議開催予定
- 5．各地区国立大学長会議での検討事項等について(案)
- 6．国立大学法人化特別委員会委員名簿
- 7．財務会計関係の主要論点(会計課担当事項のみ)
- 8．国立大学法人化に伴う会計執行関係の諸課題について

(参考資料)

退職手当制度について(論点メモ)

資料5については、地区学長会議の担当大学に送付しているので添付を省略しております。

第7回国立大学法人化特別委員会（議事メモ）

日 時： 平成14年9月20日（金）14：00～15：45

場 所： 学士会分館6号室

出席者： 石委員長、松尾副会長

阿部（代理：北原筑波大学長） 中村、鮎川、隆島、宮田、鈴木、磯野、佐々木（代理：吉田山梨医科大学長）

梶山（代理：松尾福岡教育大学長） 各委員

川村、宮島、小早川、森本、若杉、佐藤、北村、長木、長谷川
各専門委員

石委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、代理出席の紹介があった。

[議 事]

1．人事関係事項の検討について

各大学が定めるべき法人化後の退職手当基準に関し、文部科学省大臣官房人事課 山下専門官から資料1に基づき説明があった。

現行退職手当制度の概要

退職手当制度検討にあたっての課題

（職員の退職手当）

・法的措置

法人移行時の経過措置として、移行時の退職手当不支給と退職時の国職員期間通算、承継職員が再度国職員となった場合の法人職員期間通算を措置。

復帰前提の人事交流による法人と国等との間の異動の場合、在職期間の通算を措置。

・国立大学法人間の措置

各法人間で異動する職員に対する在職期間の通算。

・退職手当算出方法

（役員退職手当）

・法人移行時に学長・部局長である者の取扱い。

- ・職員期間と役員期間の在職期間の通算。
- ・退職手当算出方法

(財源措置)

- ・個々の法人に対し運営費交付金により措置することとするか。

民間企業における主な退職金制度について

役員出向制度について

引き続き、人事制度対応専門委員グループの幹事から、国大協の立場から検討する際のポイントなどについて、次のとおり説明があった。

法人化後の各大学が支払うこととなる退職手当の財源上の措置は未確定であるが、退職手当制度の設計に当たっては、承継職員・法人化後に採用される職員の区別なく、次の前提条件を必要とすると思われる。

- ・全額を毎年の運営費交付金により措置する。
- ・国家公務員の退職金基準を超える退職手当を支払う場合には、各大学において積み立てられる引当金により支払う。
- ・外部資金により雇用された者に関する退職手当の支払は、各大学において積み立てられる引当金により支払う。

退職手当の計算方法

教職員の退職手当の算定方法は、当面は、現行の国家公務員の退職手当の計算方法に拠ることで差し支えないのではないか。

民間企業では、年金として支払う制度、退職金ポイント制、退職金前払い制等の措置が導入されており、これらは今後の検討課題と考えられる。

法人移行の経過措置

法人に移行する際の承継職員には退職手当は支払わず、国立大学法人を退職する時に在職期間を通算することを法的に手当することが必要ではないか。

承継職員が再度、国家公務員となった場合にも在職期間を通算する措置をとることが必要ではないか。

在職期間の通算

国立大学法人を一体として取り扱い、国立大学法人間を異動する(復帰を

前提としない異動を含む)場合に、在職期間を通算する旨を各大学が共通に定めておくことが必要ではないか。

国立大学法人以外の組織との異動のうち、少なくとも以下の場合には、在職期間の通算を行うように、それぞれの機関が措置することが必要ではないか。

国立大学法人 国・他の独立行政法人(研究機関) 国立大学法人
国 国立大学法人 国

国と国立大学法人との間の異動に関しては、復帰を前提としない異動であっても在職期間を通算することを検討することが必要との意見もある。

役員の退職手当制度

役員の退職金に関しては各大学において新たな制度を設けることになるが、財源措置、国の方針を見極めつつ、先行独立法人の例を参照して検討することが必要ではないか。

ただし、国立大学法人の役員に関しては、「教職員 役員 教職員」のケースが想定されるため、先行独立行政法人役員の退職手当制度をそのまま国立大学法人に当てはめることが適切か否かを検討する必要がある。

この場合、少なくとも、役員期間をまたぐ教職員の在職期間の通算、法人化に伴い実質的に不利とならない算定方法の検討を考慮することが必要である。

これらの説明に対し、次のような質問・意見交換等があった。

- ・教官が国や特定行政法人に異動した場合、現行の退職手当法では復帰を前提としないと退職手当在職期間の通算はできない。最終的に復帰するというのであれば通算は可能である。

2. 国立大学の法人化に関する法制的検討上の重要論点について

法制化対応専門委員グループの幹事から、今後の法制化作業に関して、国大協として重大な関心を持って対処すべき事項について、資料2に基づき次のとおり説明があった。

国立大学の法人化に当たっては、その自律性を高め教育研究の質的向上を図るという国立大学の特性を踏まえた制度設計を行う必要がある。

法人化後の国立大学に関する学校教育法上の設置者は国であるとの基本的な枠組みは堅持する必要がある。

国立大学の運営や国と国立大学との関係に関する規定については、大学における教育研究の特性やその自主性を尊重する観点を踏まえ整備する。

学長等の役員、役員会並びに運営協議会（仮称）及び評議会などの学内の執行機関と審議機関の位置付け、構成及び役割分担等については、現在の国立大学法制と法人化の趣旨とを踏まえ、自主的な教育研究の実施と大学経営への幅広い有識者の識見の活用とのバランスを考慮した適切なものとなるよう規定を整備する。

国立大学評価委員会（仮称）など国立大学の評価等に関する制度設計に当たっては、国立大学の教育研究の質的向上を図る上で適切なものとする。

以上の説明に対し、次のような意見交換があった。

- ・法制化に当たっては、国が設置者であるという法人の性格を十分に表現し、各国立大学法人への寄附が現在の国への寄附と同様の取扱いとなるよう努力してほしい。
- ・地方公共団体から国への寄附については、地方財政再建促進特別措置法により原則禁止されており、厳格に運用されているが、産学連携等具体的な事例によっては特例として可能となるよう努力してほしい。

委員長から、以上の意見を参考に、資料2を地区学長会議の討議資料とし、今後、地区学長会議での検討を踏まえ、本委員会としてフォローアップして行きたいとの発言があった。

3．法人化後の学長となるべき者の指名方法について

文部科学省高等教育局大学課 杉野大学改革推進室長から、法人化後の学長となるべき者の指名方法の考え方について、資料3に基づき次のとおり説明があった。

- ・学長人事における大学の自主性・自律性に配慮し、大学の意向を反映させた指名方法とする必要がある。

- ・法人化後の学長が、新たに教学・経営の両面での最高責任者となることを考えると、法人化後の選考方法を前倒しして選考することが考えられるが、法人化後の新しい学長選考の仕組みは法人化前の組織では完全には実施しえない、膨大な準備作業を進めつつ選考が可能か、という問題がある。
- ・移行時の学長が新たな法人の学長となることも考えられるが、その場合、新しい法人にふさわしい選考となっているのか、任期は残任期間とするのか、などの問題がある。

以上の説明に対し、次のような意見交換があった。

- ・法人化移行予定の直前に任期満了を迎えるため、新法人の選考方法に近い形で早目に選挙を実施するよう準備している。
- ・円滑な法人への移行ということを考えると移行時の学長が新法人の学長になるのが妥当ではないか。

委員長から、以上の意見を参考に、資料3を地区学長会議の討議資料とし、今後、地区学長会議での検討を踏まえ、本委員会としてフォローアップして行きたいとの発言があった。

4．今後の進め方等について

(1) 法制化関係事項について

法制化対応専門委員グループの幹事から、今後、文部科学省における法制化作業に対して、資料2に挙げた重要論点を踏まえ、具体的に意見を述べ、その実現を期したいとの発言があった。

文部科学省大臣官房 清水審議官から、法人化後の大学の設置者については、学校教育法上は国を設置者とする中で努力していきたい、との発言があった。

(2) 人事関係事項について

人事制度対応専門委員グループの幹事から、今までに本委員会で検討した人事関係事項を中間的にまとめて各大学に提供するよう準備している、との発言があった。

(3) 財務会計関係事項について

文部科学省大臣官房 永山企画官から、資料7に基づき会計課担当の財務会計関係事項の主要論点について説明があった。

財務会計対応専門委員グループの幹事から、法人化後の財務制度の検討と併せて、当面の移行にあたって必要な財務制度を早急に検討する必要があるのではないか、との発言があった。

財務会計対応専門委員から、会計執行に関しては現在の国の制度が適用されず各大学で定めることとなり、資料8にあるような課題を早急に検討する必要があるため、各大学に対して、会計執行に関してどのような情報が必要であるかを調査し、文部科学省と打合せを行っていきたい、との発言があった。

以上の説明に対し、次のような意見交換があった。

- ・余剰金が生じた場合、中期目標記載事項に使用できるという制度設計がなされるようだが、中期目標記載事項に限らず、各大学のグランドデザインに沿って使用できるということも考える必要があるのではないかと。

(4) 地区学長会議について

委員長から、地区学長会議での検討事項については、2回にわたって依頼したため全体として分かりにくくなったことや、時間の経過で状況が変化していることもあるため関連資料を整理し直した、との発言があり、事務局長から資料5のとおり説明があった。

以上の説明に対し、次のような意見交換があった。

- ・人事に関する自主的決定範囲の拡大に関しては、検討依頼事項に挙げられている事務職員の人事、採用試験のほかに、給与基準、退職手当基準、労使関係等が論点として考えられる。
- ・新しい連合組織の担うべき役割の検討に当たっては、実現可能性も考慮して議論する必要がある。

委員長から、資料5のような形で各担当大学に関連資料を送付し、地区学長会議に活用してもらおうこととし、北海道地区は北海道大学長、東北地区は東北大学長、関東甲信越地区は一橋大学長、東海・北陸地区は名古屋大学長、近畿地区は京都大学長、中国・四国地区は愛媛大学長、九州地区は九州大学長から説明願いたい、との発言があった。

以上

国立大学の法人化に関する法制的検討上の重要論点（案）

14.9.20
法制化グループ

国立大学については、これまで学校教育法における国公立大学共通の規定を踏まえ、その設置及び組織運営については国立学校設置法、教員人事については教育公務員特例法及び国立学校特別会計については国立学校特別会計法といった法律並びに関連法令で大学の自主性を確保する仕組みを制度上確立した上で、国の施設等機関として位置付けられてきた。今回、国立大学の法人化を行うに当たっては、現在の国立大学法制における制度的な自律性を前提にそれを一層高めるとともに教育研究の質的向上のためのシステムを内在化させる観点から独立行政法人制度との調整が必要である。国立大学協会としては、調査検討会議の最終報告を踏まえ、政府における法制化作業に当たって、以下の論点に重大な関心をもつとともに、その趣旨の実現等について積極的に対応すべきと考える。

- 1 国立大学の法人化に当たっては、広義の独立行政法人制度の下で、その自律性を高め教育研究の質的向上を図るといふ国立大学の特性を踏まえた制度設計を行う必要があること。
- 2 法人化後の国立大学に関する学校教育法上の設置者は国であるとの基本的な枠組みは堅持する必要があること。学校教育法上の設置者は国であるとの法制的な整理は可能であり、法人化後の国立大学に対する国の設置者としての責任の明確化の観点からも必要であること。
- 3 国立大学の運営や国と国立大学との関係に関する規定については、大学における教育研究の特性やその自主性を尊重する観点を踏まえ整備すること。
- 4 学長等の役員、役員会並びに運営協議会（仮称）及び評議会などの学内の執行機関と審議機関の位置付け、構成及び役割分担等については、現在の国立大学法制と法人化の趣旨とを踏まえ、自主的な教育研究の実施と大学経営への幅広い有識者の識見の活用とのバランスを考慮した適切なものとなるよう規定を整備すること。
- 5 国立大学評価委員会（仮称）など国立大学の評価等に関する制度設計に当たっては、国立大学の教育研究の質的向上を図る上で適切なものとする。

退職手当基準関係資料

国家公務員の退職手当制度の概要

退職手当支給率

国家公務員退職手当法に基づく退職手当計算例

新しい「国立大学法人」像について 抜粋

退職手当制度検討にあたっての課題

退職手当の通算について（未定稿）

国立大学法人化後における退職手当通算関係について

民間企業における主な退職金制度について

「役員出向制度」について

国家公務員退職手当法抄（参考）

各独立行政法人役員退職手当規定該当条文（参考）

国立大学法人化特別委員会委員名簿

選出母体等	氏 名	備 考
会 長	長 尾 真	(近畿) 京都大学
副会長	石 弘 光	(関東・甲信越) 一橋大学
副会長	松 尾 稔	(中部) 名古屋大学
第1常置委員会	阿 部 博 之	(北海道・東北) 東北大学
2	中 村 睦 男	(北海道・東北) 北海道大学
3	鮎 川 恭 三	(中国・四国) 愛媛大学
4	隆 島 史 夫	(関東・甲信越) 東京水産大学
5	宮 田 清 蔵	(関東・甲信越) 東京農工大学
6	鈴 木 章 夫	(関東・甲信越) 東京医科歯科大学
7	磯 野 可 一	(関東・甲信越) 千葉大学
8	佐々木 毅	(関東・甲信越) 東京大学
地区代表理事	梶 山 千 里	(九州) 九州大学長
専門委員	川 村 正 幸	一橋大学副学長・教授 会社法
専門委員	宮 島 洋	東京大学副学長・教授 財政学
専門委員	小早川 光 郎	東京大学教授 公法学
専門委員	森 本 滋	京都大学総長補佐・教授 商法
専門委員	若 杉 隆 平	横浜国立大学副学長・教授 国際経済学
専門委員	盛 誠 吾	一橋大学教授 労働法
専門委員	佐 藤 誠 二	静岡大学教授 会計学
専門委員	北 村 幸 久	東北大学事務局長
専門委員	長 木 正 治	熊本大学事務局長
専門委員	長谷川 裕 恭	東京工業大学事務局長

国立大学法人化に伴う会計執行関係の諸課題について

1. 会計機関

歳入徴収官、収入官吏、支出官、支出負担行為担当官、契約担当官等の法令の定めにより設置された会計機関は、法人化後は各大学で独自に定められるのか。

(現行) 会計法第4条の2、第13条、第24条、第29条の2、第38条、
[国の会計事務を行うための機関]

2. 債権管理制度

国の債権管理制度が適応されなくなるため、法人としての新たな債権管理制度の構築が必要となるが、参考例等は示されないのか。

(現行) 債権管理法、債権管理事務取扱規則、

収入金にかかわる延滞金の取扱いなど法人化後の金銭債権の管理はいかにすべきか。

(現行) 債権管理法第33条第3項 [病院収入、授業料など免除、物件使用料・
刊行物売払など債権管理施行令で定める。(8.25%) (民法による法定利息5.0%)]

3. 収入制度

国立学校の検査料・手数料その他の費用の額の決定について授業料に準じて標準的な額の設定はないのか。

(現行) 費用省令第12条 [大臣承認を得て定める。]

入学料、授業料の免除については、現在免除総額を文科省から通知を受け、各大学で実施しているが、法人化後は大学独自の判断で免除総額を定めてよいのか。

(現行) 「国立学校の授業料等免除及び徴収猶予取扱要領について」
[国立学校における入学料の免除に関する取扱要領について]

4. 支出制度

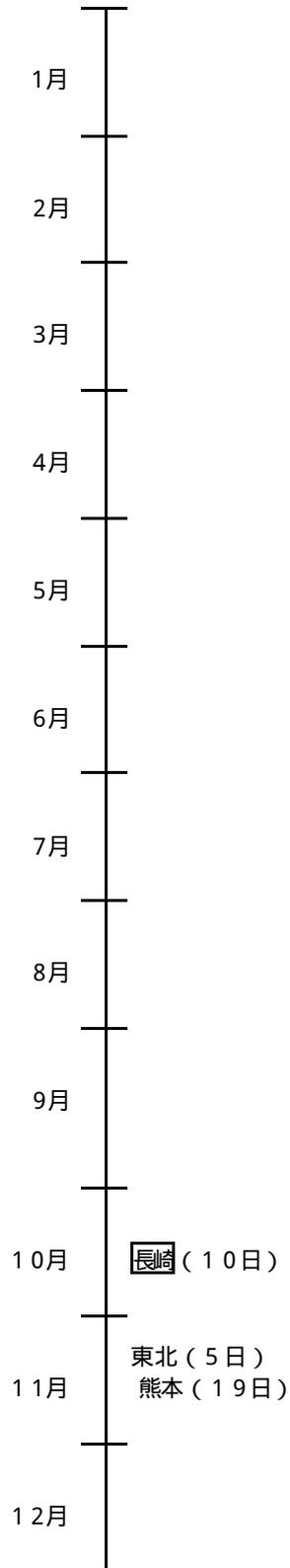
国庫金の出納保管に関し、収入官吏、支出官等は日本銀行を取引店として業務を行っているが、法人化後は各大学が独自に金融機関を介して資金等を管理してよいのか。

(現行) 日本銀行国庫金取扱規程、会計法第7条、第15条、第34条、
支出官事務規程第2条、 [日本銀行の国庫金出納事務]

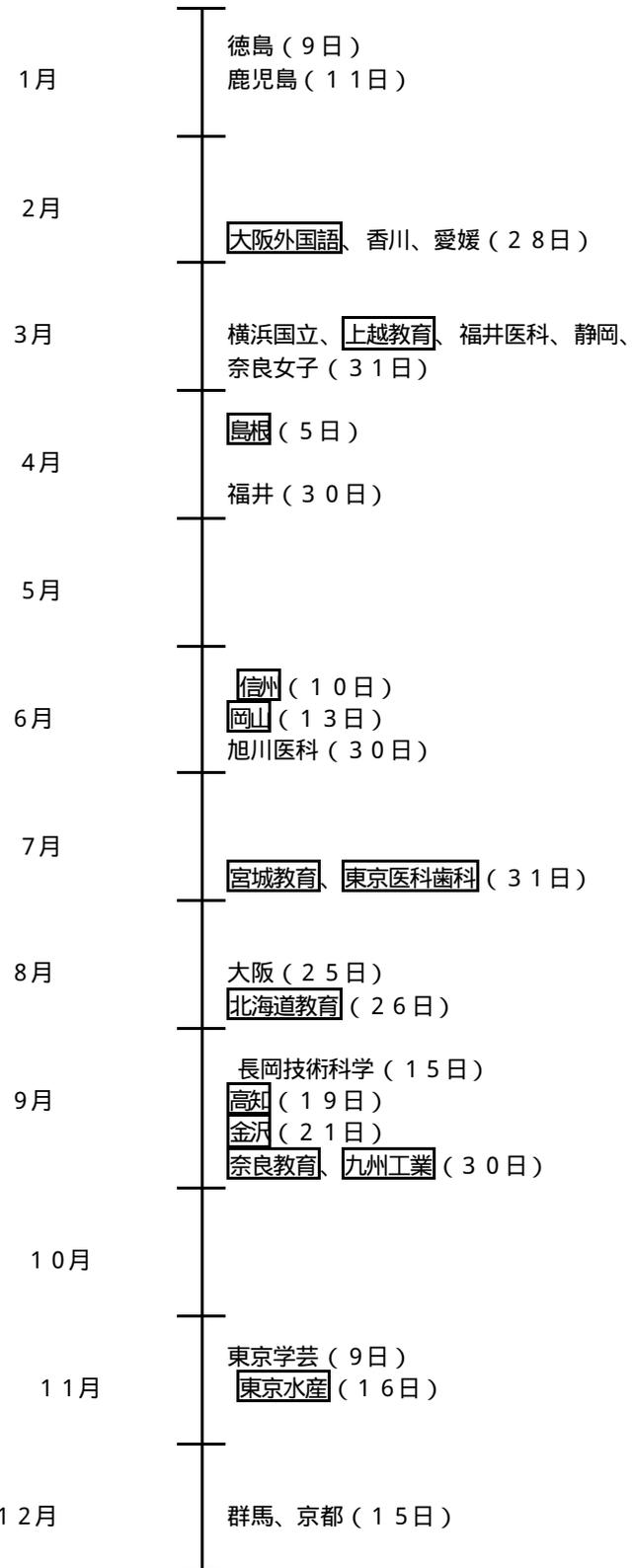
国立大学の学長任期の終期

14.10.1

平成14年



平成15年



□ は、現学長が再任可能である大学を示す。

新しい「国立大学法人」像について 抜粋

平成14年3月26日 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議

(学長の選考方法等)

法人化後の国立大学の学長は、経営・教学双方の最終責任者として、学内コンセンサスに留意しつつ、強いリーダーシップと経営手腕を発揮することが強く求められる。

つまり、法人化後は、学長の見識・能力如何が大学の命運を大きく左右することになり、このため、学長には、教育研究に高い識見を有すると同時に、法人運営の責任者としての優れた経営能力を有している者が選任される必要がある。

学長は、学内の選考機関における選考を経た後に、文部科学大臣が任命する。また、学長の選考に関する基準、手続は、法人の管理運営に責任を持つ法人の長として必要な要件をも加味したものとすることが適当である。

これからの国立大学が、国民や社会に対する説明責任を重視した、社会に開かれた大学を目指すこと、さらに、法人化に伴い、学長に大学の経営面での責任が加わるなど、その社会的責務が増大すること等にかんがみ、各大学における学長の選考基準、選考手続の策定に際し、また、具体の学長選考過程において、学内のほか社会(学外)の意見を反映させる仕組みとすべきである。

学長の選考基準、手続の策定や具体の選考過程において、学外の意見を反映させる方法としては、新しい運営体制の下で設置される運営協

平成14年9月

財務会計関係の主要論点（会計課担当事項のみ）

検討課題	文部科学省案
<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の構造・算出方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準運営費交付金と特定運営費交付金の2層構造とする。 ・受託研究や寄附金など外部から資金を受けて行う業務に係る収入・支出は運営費交付金の算定対象外とする。 ・大学のインセンティブを確保するため、標準収入を上回った収入があるなど、自己努力により剰余金を生じた場合には、あらかじめ中期計画に定めた用途に充てることができることとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・学生納付金の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生納付金について、各大学共通の標準額を設定するとともに、一定の納付金について幅（上限額）を設定し、各大学はその中で具体的な額を設定することを可能とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・会計基準等の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人会計基準及び注解を参考として、国立大学法人会計基準及び注解（中間報告）を作成。
<ul style="list-style-type: none"> ・委任経理金の承継方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国立大学法人に承継する。
<ul style="list-style-type: none"> ・長期借入金の取扱い（既存債務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同機関が一括して承継し、附属病院を有する大学が償還財源を共同機関へ拠出。
<ul style="list-style-type: none"> ・長期借入金の取扱い（新規債務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転整備及び附属病院整備に係る長期借入を可能とする。 ・共同機関が一括して借入及び各大学への貸し付け並びに各大学からの拠出金をとりまとめて償還。

学長となるべき者の指名方法関係資料

新しい「国立大学法人」像について 抜粋

国立大学の学長任期の終期

学長となるべき者の指名方法について（検討材料）

地区国立大学長会議開催予定

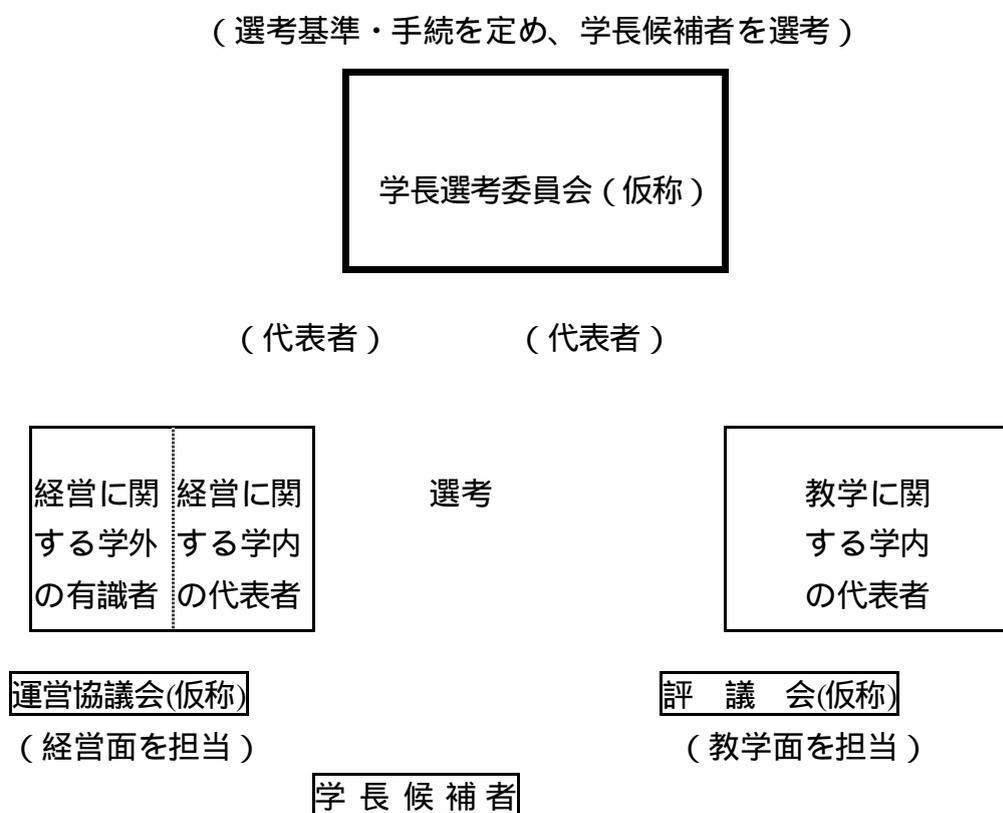
平成14年9月20日現在

地区	担当大学	開催期日	開催場所
北海道	北海道教育大学	H.14.9.24 (火) 15:00~17:00 (局長 陪席)	センチュリーロイヤルホテル(札幌) 札幌市中央区北5条西5丁目 Tel: 011-221-2121
東北	東北大学	H.14.10.14 (月) 13:30~17:00 (局長 陪席)	仙台ホテル 仙台市青葉 1-10-25 Tel: 022-225-5171
関東甲信越	信州大学	H.14.10.15(火) 14:00~17:00 (局長 陪席)	学士会館(神田) 東京都千代田区神田錦町3-26 Tel: 03-3292-5931
東海・北陸	名古屋大学	H.14.10.5 (土) 14:00~16:30 (局長 陪席)	(財)名古屋都市センター(14階) 「特別会議室」 名古屋市中区金山町1-1-1 (金山南ビル内) Tel: 052-678-2200
近畿	大阪外国語大学	H.14.10.3 (木) 14:30~16:30 (局長 陪席)	千里阪急ホテル 大阪府豊中市新千里東町2-1-D1 Tel: 06-6872-2211
中国・四国	鳴門教育大学	H.14.10.21(月) 14:00~17:00 (局長 陪席)	徳島東急イン 徳島市元町1-24 Tel: 088-626-0109
九州	福岡教育大学	H.14.10.16(水) 13:30~17:00 (局長 陪席)	KKR HOTEL HAKATA 福岡市中央区薬院4-21-1 Tel: 092-521-1361

検討課題	文部科学省案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備の仕組み（共同機関の設置を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や共同機関からの施設費により整備する施設整備の対象は、中期計画に記載された範囲とする。 ・ 建物の維持保全に必要な経費は運営費交付金により措置する。 ・ 学校財産処分収入が生じた場合、一定部分を各大学の自己収入とし、残余は共同機関に拠出させ、共同機関が国の方針に基づき施設費として各大学に配分する全体調整の仕組みを構築する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資財産の範囲の確定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現に国立大学等において事務・事業の用に供されている国有財産については、基本的には各国立大学法人に、処分前提の財産は共同機関に出資する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資財産の出資時における評価方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有財産台帳及び附属資料を基礎データとして評価する方法により民間精通者に依頼する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿舍の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省庁別宿舍は各国立大学法人へ出資する。 ・ 合同宿舍へは現行と同様の扱い（引き続き入居、新規入居）を可能とする。

議会（仮称）を積極的に活用することが適当であり、具体的には、経営に責任を持つ法人の長としての役割と教学の長としての学長の役割を等しく重視する観点から、運営協議会（仮称）及び評議会（仮称）の双方のメンバー（の代表）から構成される学長選考委員会（仮称）において、学長の選考基準、手続を定め、学長候補者を選考する。

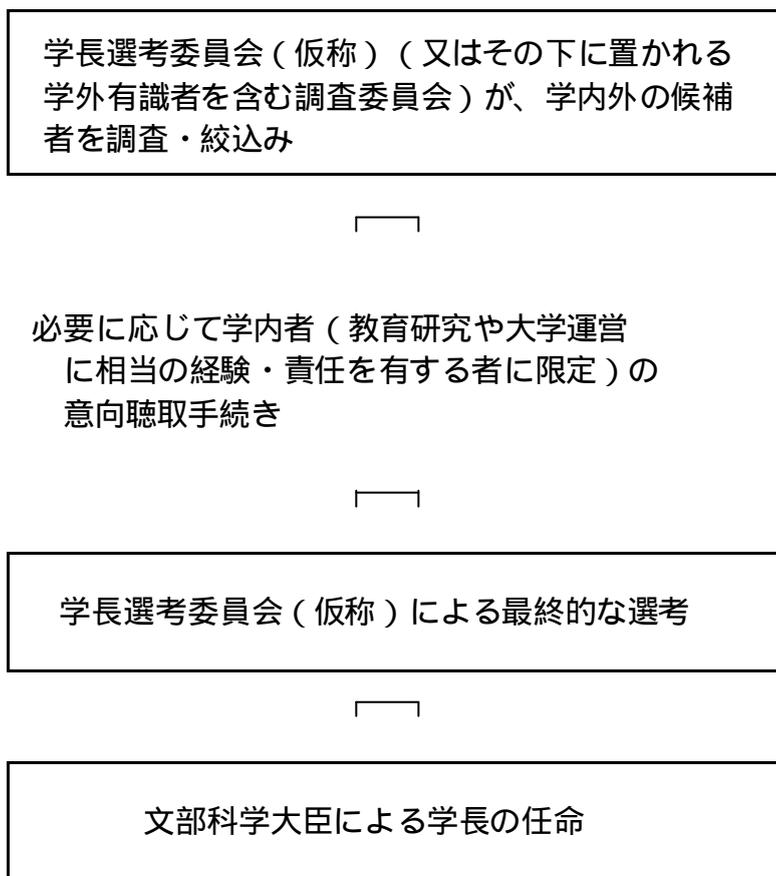
選考機関の関係を図に示せば、以下の通りとなる。



なお、具体の選考過程において学内者の意向聴取手続（投票など）を行うことも考えられるが、その場合であっても、例えば、学長選考委員会（仮称）（又はその下に置かれる学外の有識者を含む調査委員会）が広く学内外から候補者を調査し、候補者を絞った上で意向聴取手続を

行うことや、意向聴取対象者の範囲を、大学・法人運営の最高責任者を選ぶ上で適切なものとなるよう、教育研究や大学運営に相当の経験と責任を有する者に限定することなどが重要である。

上記の学長選考過程の例を図示すると、以下の通りとなる。

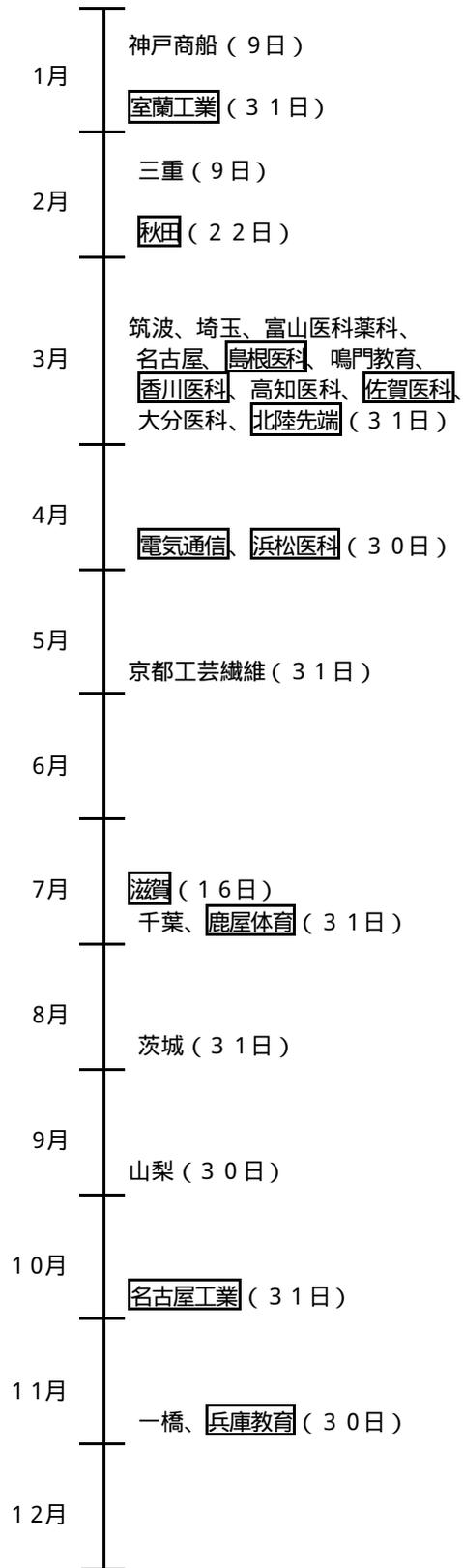


現行制度上、学長の任期は、再任の可否、再任を認める場合の任期を含め、教育公務員特例法により各大学が個別に定めている。法人化後の学長の任期については、各大学において定める方法、法律において定める方法、法律で定める期間の範囲内（ 年から×年まで）において各大学が定める方法等が考えられるが、いずれの場合にあっても、大きな裁量を与えられて大学運営を委ねられる法人の長としての役割を兼ねるこ

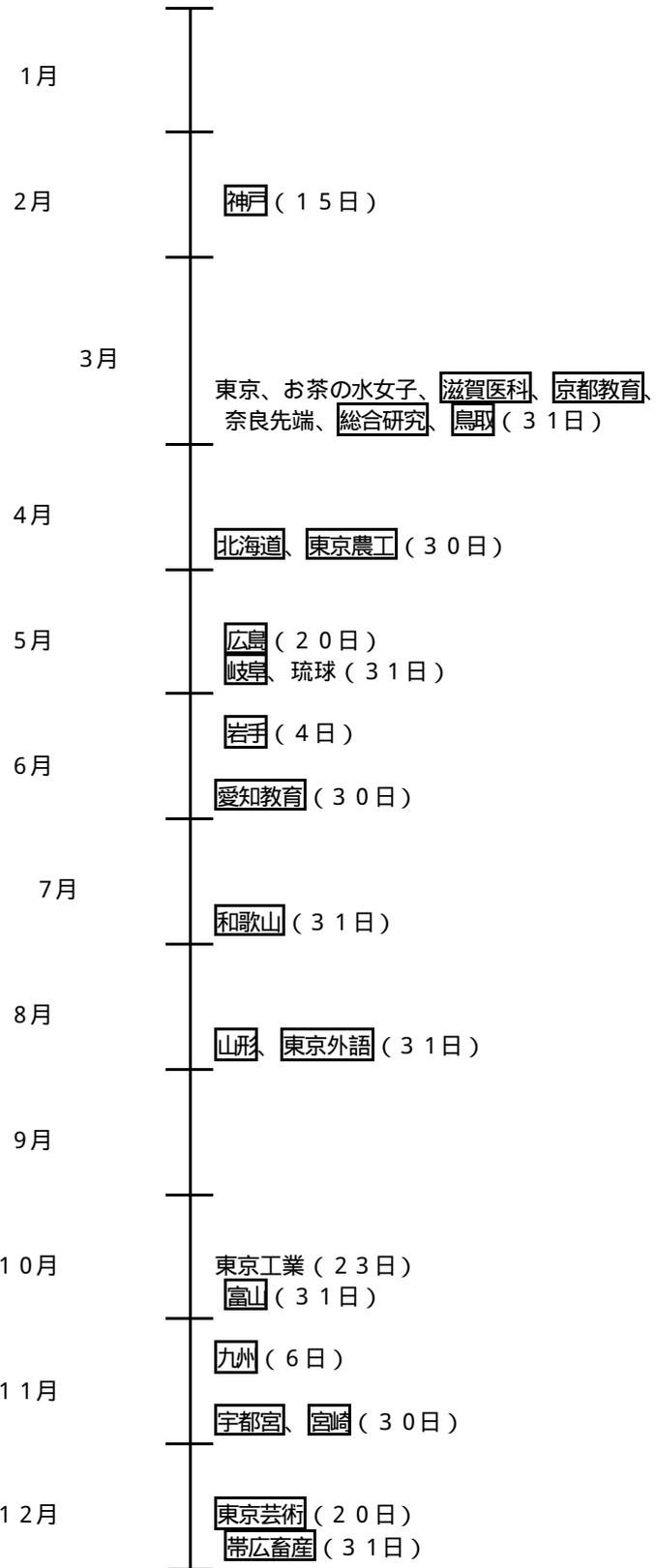
とを考慮し、また、中期計画の期間が原則として6年の期間で一律に設定されることとの関連にも留意すべきである。

法人の長としての学長が不適任とされる場合には、一定の要件の下で文部科学大臣が、学長の選考を行った機関の審査等の手続を経て解任できる。

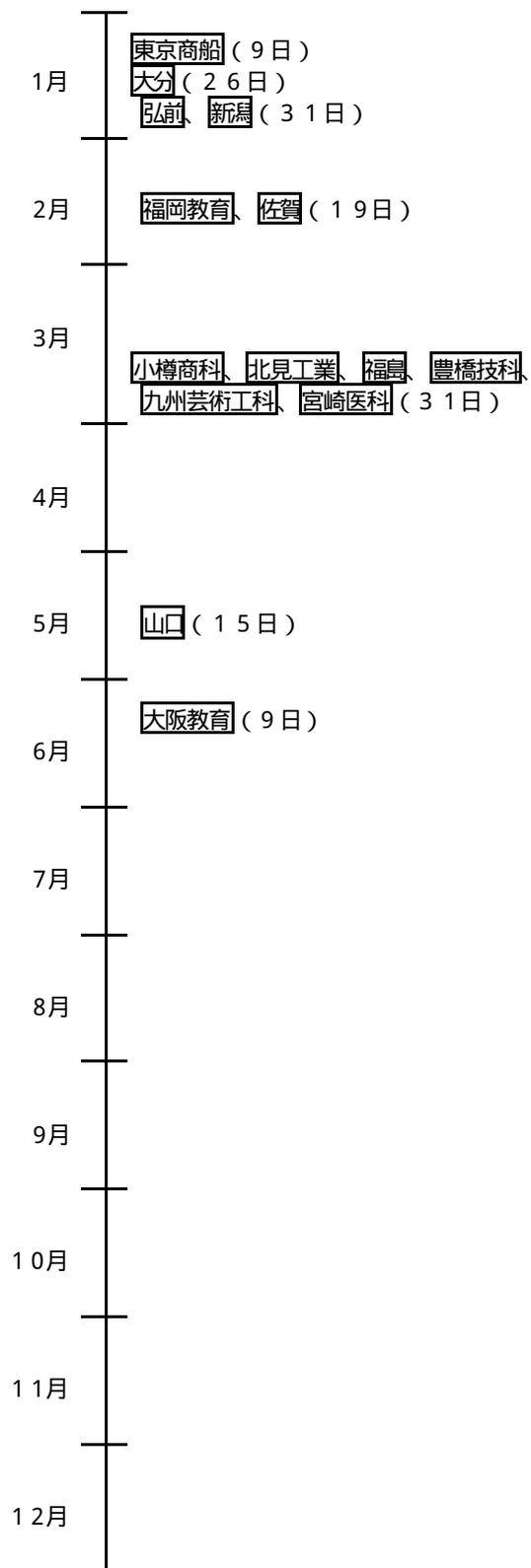
平成16年



平成17年



平成18年



5. 契約制度

競争参加資格については、現在全省庁統一規格となり総務庁で処理され、事務簡素化・統一化されているが、法人化後の資格審査の方法・基準等は各大学で定めるのか。
(現行) 予決令第70条～第73条、[一定の基準に従って競争参加者の資格を制限]

契約において、事務手続きの簡素化を図るため予定価格が少額の場合は、随意契約によることができると法令で定められているが、法人化後は各大学で任意に随意契約の範囲を定めることができるのか。

(現行) 会計法29条の3第5項、予決令第99条、[予定価格が160万円を超えない物品の購入の場合等]

6. 財産管理制度

国有財産の使用収益の許可について、許可できる範囲、使用料の算定基準など客観的、統一的な取扱い基準は示さないのか。

(現行) 国有財産法第18条第3項 [蔵管1号により算定基準を定める。]

現在、国有財産使用を無償で許可している生活協同組合の処遇は、法人化後は各大学独自で取扱いを定められるのか。

(現行) 国有財産法第18条第3項及び第19条、「国立学校における学生のための厚生事業団体に対して国の庁舎等を使用または収益させる場合の取扱いについて」

国家公務員宿舎への法人化後の大学職員の入居については可能と聞いているが、入居者の選定、入退去の手続き、宿舎使用上の条件等具体的な取扱いは現行と同様と理解してよいのか。(現行) 国家公務員宿舎法第14条～第18条、

7. 物品管理制度

物品管理機関として物品管理法に定められている物品管理官、物品出納官、物品供用官等により、常に良好な状態において物品を管理しているが、法人化後は各大学が独自に管理機関を定めてよいのか。

また、管理換を法人化後の各大学間で行う場合の一定の基準は、有償・無償も含め、各大学で定めることができるか。

(現行) 物品管理法第8条～10条、第16条
[物品の管理に関する機関と制度を定める。]

8．旅費制度

国家公務員の旅費制度は、現在「旅費法」等の規程により基準が定められているが、法人化後は各大学が、独自に実費支給か定額支給かも含め、標準的な基準を定めることができるのか。

(現行)「旅費法」「旅費支給規程」「旅費に関する運用方針」
[旅費に関し諸般の基準を定める。]

9．奨学寄附金制度

国立大学が奨学寄附金を受け入れた場合、寄附者は法人、個人を問わず税法上の優遇措置があるが、法人化後の寄附金に関する税制はどうなるのか。

また、寄附金の目的、受入れに当たっての条件、受け入れ手続き等については、法人化後は大学独自で定めていいのか。

(現行)「奨学寄附金委任経理事務取扱規則」「奨学寄附金受入事務取扱規程」

10．受託試験制度

学外からの依頼に応じて行う試験・分析等、受託試験に係る料金については、文科省の承認を得て学長が定めているが、法人化後は大学独自の判断で設定することが可能か。また、間接経費等についても、大学が独自に設定できるのか。

(現行)費用省令第12条 [大臣承認を得て定める。]「国立大学の工・農水産関係学部及び国立高専における受託試験に係る基準料金について」

11．計算証明

現在、国立大学として会計検査院の定める計算証明の規程により、収支、受払等の実績を計算書及び証拠書類として会計検査院に提出しているが、法人化後に提出が求められる計算証明規則の適用範囲及び「計算書及び証拠書類」等の計算証明の方法はどうなるのか。

(現行)会計検査院法第21条～第24条、計算証明規則第1条～
[会計検査院の検査の範囲、方法等を定める。]

